

第 1 6 2 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 4 年 10 月 17 日
自	13 時 30 分
至	15 時 55 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(承認事項)

第4号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務
規程の一部改正について（総務課・学校企画課）

————— 以上原案のとおり承認

(議決事項)

第16号 育児休業に関する制度の改正に伴う市町村立学校の会計年度任用職員
の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正につい
て（学校企画課）

第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の改正に
伴う関係規則の整備について（総務課・学校企画課）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第41号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

第42号 「しまね教育の日」について（総務課）

第43号 障がい者雇用の状況について（総務課）

第44号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」第2次試
験の結果について（学校企画課）

第45号 令和4年度松江市内全日制公立高校入学生及び保護者の進路選択に係
る意識調査結果概要について（学校企画課）

第46号 令和5年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について（教育指導
課）

第47号 第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）の成績について（保健
体育課）

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(承認事項)

第5号 令和5年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校
事務職員等）について（総務課）

第6号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

_____ 以上原案のとおり承認

（報告事項）

第48号 令和4年秋の叙勲内示について（総務課）

第49号 令和4年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

_____ 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題
森山参事	公開議題
村本教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、承認第6号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	7件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	2件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	朋澤 委員	

承認第4号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（総務課・学校企画課）

○小畑総務課長 1の1ページをお願いします。1 概要であるが、このたびの育児休業に係る制度改正、 具体には、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及びそれを受けての職員の育児休業等に関する条例の改正等に伴い、関係する教育委員会規則等を改正する必要が生じたものである。改正条例は、9月定例県議会初日であった9月8日に上程、議決され、10月1日に施行されているが、関係する教育委員会規則等の改正については、教育委員会会議に付する暇がなかったことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、9月22日付けで教育長の臨時代理により改正を行い、条例の施行に合わせ、10月1日に施行している。よって、同規則第3条第2項の規定に基づき、本日御報告の上、承認を求めるものである。

2 改正を行った規則等であるが、2本あり、（1）島根県教育庁等職員服務規則及び（2）県立高等学校等の教職員の服務規程となる。（1）の規則は教育庁・教育機関の職員を対象に、（2）の規程は県立学校の教職員を対象に服務について規定をしているものであるが、今回、御説明する育児休業に関わる部分については、両規則等で同様の改正内容となるので、一括して御説明する。

3 改正の内容であるが、まず、規則等の改正の説明に入る前に、前提となる育児休業制度の改正のうち、今回の規則等の改正に関係する内容について概要を御説明する。関係する内容は大きく2点あり、1点目は育児休業の取得回数、2点目は育児休業の請求期限となる。

1の26ページをお願いします。参考1となっているが、このたびの法改正の内容の資料となる。地方公務員の育児休業は、従来は原則1回の取得とされており、それとは別に出生後8週間以内の育休、通称「産後パパ育休」を1回取得できることとされていた。今回の改正により、10月からは通常の育休を原則2回、それとは別に産後パパ育休を2回、合計4回に分けて取得することが可能となった。なお、従来においても条例で定める特別な事情がある場合は、通常の育休を2回取得することが可能とされていた。改めて今回の改正により、特別な事情をもって育児休業等計画書など手続きを踏んで取得していた2回

目の育児休業が、そういった特別な事情や手続きもなく、当たり前を取得できるようになったというものである。

1の27ページをお願いします。参考2は今回の法改正に関連した総務省通知である。この通知の中で、都道府県の条例や規則で定めるべき内容について示されている。

1の28ページをお願いします。4行目に条例の改正など所要の措置を講じることとある。その下①から措置すべき内容が列挙されているが、育児休業の取得回数に関して、先ほど、参考1で御確認いただいたとおり法律が改正されたので、ここの①に基づき、再度取得の手続きに係る規定を削除する条例の一部改正が行われている。次に、育児休業の請求期限に関して、ここの④で子の出生後8週間以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休については、請求期限を現行の1か月前から2週間前までとすることに基づき、県の人事委員会規則の一部改正が行われている。以上、今回の規則等の一部改正に係る育児休業制度の改正の概要であった。

1の1ページにお戻りいただきたい。3 改正の内容だが、(1)は、育児休業の取得回数の改正に伴い、再度の育児休業を取得する場合に求めていた育児休業等計画書の提出などの手続きに係る規定を削除したものである。次に(2)は、(1)の一部改正に関連して、育児休業等の請求手続きに関わる様式の改正を行ったものである。最後に(3)は、育児休業の請求期限の改正に伴い、従来の請求期限に係る規定を削除したものである。

4 施行期日だが、今回の改正については、法改正、条例改正を含む一連の制度改正とあわせる必要があったことから、令和4年10月1日としたところである。

資料について、1の2ページから1の15ページまでが、本日、御承認をお願いします規則等の一部改正の新旧対照表である。その他参考資料として、1の16ページから1の25ページまでが職員の育児休業に関する条例及び規則の新旧対照表である。

○朋澤委員 出生後産後について、先生方、職員の方々が家庭に帰られていい事だと思うが、産後パパ育休のところで、現行では1回、改正後は2回に分けて取ってもよいとなるが、現場としては混乱がおきないのか。その間、どなたが、どのように業務にあたられるのか、その場その場で対応されるであろうが大変ではないか。

○大野学校企画課長 従来から産休・育休の場合には、当然、代替者を補充で付けるということをしており、そこが上手くはまれば問題なく運用できると思う。ただ、教員不足の影響もあり、年度途中での産休・育休の場合、補充がままならない状況が続いている。そうすると、純粋に学校現場、教職員の業務が増えるということで、負担がかかる面もある

うかと思う。そういうことになると、育休自体が取りづらいという雰囲気も出てきてしまうので、そうならないように教員不足解消をしっかりと進めていかなければならない。その点が、この制度改正を受けて、より一層重要になってくるという認識をしている。

○河上委員 この法改正に併せて、先ほどから話が出てきていたが、実際、現状としては男性の育休取得率というのは、どのくらいか。

○小畑総務課長 2つの数字がある。教育委員会、これは教育職員と小中の学校事務職員という括りであるが、R3年の実績は男性が5.8%、R2の実績は男性が4.4%であった。我々は、教育委員会の行政職を含む知事部局と一緒にした数字しかないが、R3年実績は男性が48.1%。R2の実績は男性が36.0%ということである。

○河上委員 こういった法改正をされるのはいいが、この機会に是非、取得しやすい環境づくりを進めていただくよう、意識改革が必要だと思うので、管理職を中心に職場全体が、取りやすい環境になるよう進めていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

○池田委員 先ほどの条例の改正などの所要の措置を講じるという1の27ページの4の請求期限が、現行の1か月前から2週間前までとなっているということだが、2週間後に休むと言われたら、現場は大変ではないかと思う。それを推進推奨していくのと現場の雰囲気を作っていくというのを、どうやって両立させていくのか。

○大野学校企画課長 この産後パパ育休の請求制限は、1か月前から2週間前までに短縮されるが、該当の男性の教職員がいるということ自体は、さらに1年ほど前から明らかになっているので、請求に至る前に早めに、男性の教職員とコミュニケーションをとって計画を立てながら運用していくというのが大事だと思う。その状況は我々も把握をして、代替者の確保を早め早めに進めていくということが重要ではないかと思う。

○池田委員 では、建前で2週間ということか。

○大野学校企画課長 制度上の請求期限は従来1か月前までだったところ、これを2週間前までに短縮する。ただ、取得の意向があるかどうかというのは、もう少し早目からわかるはずなので、しっかりコミュニケーションをとって、正式な請求に至る前に把握をして準備をしておくということが重要だと思う。

———原案のとおり承認

議決第16号 育児休業に関する制度の改正に伴う市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料2の1ページをお願いします。ただ今、御説明があった育児休業に関する制度改正に伴って、市町村立学校の会計年度任用職員の期末手当の取扱いについて見直しが必要になっている。そのための規則改正についてお諮りをしたいと思う。

1 改正理由の2行目にあるが、今回の改正は国家公務員の育児休業等に関する制度改正に準じて同様の内容で行うものである。

2 一部改正する規則は、市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則である。

3 改正内容のところに簡潔に記載しているが、前提となる期末手当の仕組みを含めて2の4ページのところに参考資料をつけているので、こちらを御覧いただきたい。期末手当の支給額について、1のところに計算式を書いている。令和4年度であれば、基礎月額に1.15という数字をかけ、更にそこに在職期間に応じた支給割合を乗じて算出するというになっている。在職期間支給割合というのは、ページの一番下に表で記載しているものである。対象期間が6か月であれば100/100、5か月以上6か月未満であれば80/100という形で期間に応じた割合が定められている。この在職期間について1の2つ目の丸に記載のとおり、一定の期間を除算するという扱いになっている。休職、停職が典型例であるが、育児休業を取得した場合には、その2分の1の期間を除算するというになっていた。2か月育休を取れば1か月、4か月あれば2か月という形で半分が除算されるという仕組みであった。その際、育児休業の後ろにかっこ書きで記載をしているが、1月以下の短期間の育休については除算をしない、フルで勤務をしたとするという扱いになっており、この1月以下の期間をどういうふうに判断するかというのが今回の改正に関わるものである。現行の扱いを2のところに記載している。例えば、出生後8週間以内のいわゆる産後パパ育休を3週間取得し、それ以外の期間に一般の育休を3週間取得した場合、現行の取扱いでは、この2つの育休の期間を合算してひと月以下かどうかを判断するということになっているので、この例であれば3週間と3週間を合算して合計すると6週間、ひと月を超えるので除算対象となるという扱いである。具体的には、6か月からこの6週間の半分3週間が除算をされ、在職期間が5か月1週間ということになり、80/100という割合で支給されるということになる。今回の規則改正はこの合算をしないというふうに改めるといえるものである。改めた場合には、この例でいうと産後パパ育休を3週間取得しているが、1月以内であるので除算をしない。その後の育休についても3週間であり、1月以

下であるため除算しない扱いとなり、トータルで、フルで勤務したと評価して100/100という支給割合が適用されることになる。

2の1ページに戻っていただいて、3の①が説明した内容である。この誕生日から57日間における育児休業が、いわゆる産後パパ育休、この区間とそれ以外の育休期間は合算しないといというのが実質的な改正であり、その他規定の整理がある。施行については、既に前提となる制度改正が10月から施行されており、12月の期末手当の算定に向けて早めに作業を進める必要があるので、公布の日から施行するとしている。なお、今回、市町村立学校の会計年度任用職員の部分についてお示しをしているが、その他の教職員の取扱いなどは人事委員規則の方で定めがあり、既に同様の改正がされているので申し添える。

———原案のとおり議決

議決第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の改正に伴う関係規則の整備について（総務課・学校企画課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いします。1 改正理由のとおり、9月定例県議会において、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」が議決されたことを受け、関係する規則の制定及び改正を行うものである。

2 給与関係規則として（1）が制定及び一部改正する規則となるが、ここに掲げる（a）から（e）の計5本となる。5本の規則は（a）及び（b）が教育委員会規則、（c）から（e）が人事委員会規則で、このうち（b）及び（e）が新たに制定する規則となる。本日は、このうち教育委員会規則である（a）及び（b）についてお諮りするが、条例での規定整備に伴い、教育委員会の給与関係の規則では、どう制定や改正が必要となるのかを御説明するため、本日は、人事委員会規則を含めた5本全てに触れる形で説明する。なお、※のとおり、この後の説明では（b）を市町村立規則、（c）を県立規則、（d）を専門的教育職員規則の略称を使用する。（2）概要だが、9月5日のこの会議で、定年引上げ制度に係る全体概要を御説明したが、ここでは、このたびの規則の制定及び一部改正に係る制度の概要を簡単に振り返る。

3の6ページをお願いします。1 図1のとおり給料月額について、当分の間、60歳に達した日以後最初の4月1日以降は、原則「7割」の水準となること。

2 図2のとおり、当分の間、役職定年により降任となった場合、降任する前後で7割措置を適用した給料月額に相当する額を（図の網掛けのように）管理監督職勤務上限年齢調整額として支給すること。

3の7ページをお願いします。3 定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、図3のとおり（1）60歳以後に退職した教職員を定年退職日まで短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入すること。（2）経過措置として「暫定再任用制度」を措置すること。以上、1から3までの3点、関係する制度の概要を振り返った。3の1ページへお戻りいただきたい。（3）改正等の内容である。アは、先ほどの別紙のうち、給料月額の7割措置に係り、手当等の規定を整備するものである。一覧のとおり、「市町村立規則」「県立規則」「専門的教育職員規則」の3本の規則について、内容欄の各手当等を、給料月額が7割水準となることを踏まえ、手当等の額を7割水準とするよう改正するものである。なお、当分の間の措置であることから、本規則の附則に規定を整備するものである。3の2ページをお願いします。次にイは、先ほどの別紙のうち管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に係り、規定を整備するものである。この管理監督職勤務上限年齢調整額であるが、条例では資料の「（参考）条例附則で規定」の内容を規定しているが、その内容でカッコ書きゴシック体のとおり（規則で定める教職員を除く）となっている。規則では、条例で除かれた教職員についても管理監督職勤務上限年齢調整額が支給できるよう規定するものである。ここで、資料の図「役職定年制のイメージ」を御覧いただきたい。管理監督職である校長・教頭が60歳に達した日の翌日からその日以降の最初の4月1日を特定日といい、その特定日までを異動期間という。その間に、管理監督職以外の職に降任した日を異動日というが、以上のことが地方公務員法で規定されている。なお、島根県では、定期人事異動が原則4月1日であるので、降任する日、いわゆる異動日は、特定日である4月1日となるケースがほとんどとなる。規則では、異動期間に条例で規定する以外の異動があった教職員について、その具体はイメージ図の下に記載している規則で定める教職員として①から④までをもって条例附則と同様に、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給できるよう規定するものである。①から④は国準拠となる。なお、この規定整備は5本のうち新設する（b）及び（e）の2本に該当する。次にウは、先ほどの別紙のうち定年前再任用短時間勤務制の導入に係り、規定を整備するものである。①給料の調整額の調整基本額の新設についてである。中学校・小学校等教育職給料表と、高等学校等教育職給料表に分けて記載しているが、一覧のとおり、それぞれ職務の級に応じ

て、定年前再任用短時間勤務職員に適用する調整基本額を新たに設けるものである。この金額は、国の計算方法に準じて算定している。なお、※に記載の暫定再任用教職員については、次ページのエで触れるが、令和5年4月1日の前日以前に60歳に達する教職員には、規則改正による不利益が生じないよう、改正規則の附則で経過措置規定を設けることとしている。3の4ページをお願いする。②管理職員特別勤務手当額の新設についてである。一覧のとおり、管理職手当の区分に応じて、週休日及び平日深夜における金額を規定するものである。これについても国に準じた改正となる。①及び②は、ともに市町村立規則及び県立規則の一部改正が必要となる。エは、先ほどの別紙のうち暫定再任用制度導入に伴う規定の整備に係り、規定を整備するものである。この暫定再任用制度は、令和5年度以降、定年引上げ制度が完成するまでの暫定的な措置である。この間の暫定再任用教職員の給料及び手当については、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして規則を適用できるよう、規則の附則に規定するものである。なお、「市町村立規則」「県立規則」「専門的教育職員規則」の計3本の規則の一部改正が必要となる。オは、定年引上げ制度導入に合わせて導入する高齢者部分休業制度に伴う規定の整備についてである。一覧のとおり通勤手当については、現行の育児短時間勤務制度や修学部分休業制度で規定する1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の通勤手当額を2分の1とする対象に高齢者部分休業を追加するものである。期末手当及び勤勉手当についても同様に、従来の除算規定の対象に高齢者部分休業を追加するものである。なお、「市町村立規則」「県立規則」の2本の規則の一部改正が必要となる。最後にカは、その他規定の整備についてである。資料のとおり、地方公務員法改正に伴う引用条項等の整備や再任用制度廃止に伴い、再任用短時間勤務を定年前再任用短時間勤務とする、また、再任用教職員を定年前再任用短時間勤務教職員とする文言整備、その他必要となる改正を行うものである。なお、「市町村立規則」「県立規則」「専門的教育職員規則」の3本の規則の一部改正が必要となる。給与関係規則の制定及び一部改正は以上である。

3の5ページの3 その他関係規則等である。(1)一部改正する規則等に掲げるア及びイの計2本の規則について一部改正するものである。内容は(2)改正内容のとおり、地方公務員法の引用条項等の整備及びその他必要となる規定の整備となる。なお、(1)に掲げる規程、規則の一部改正もお諮りするものである。

4 施行期日は、令和5年4月1日を考えている。

本日の資料に関して、3の8ページから3の34ページまでが給与関係規則としてお諮りする2本の教育委員会規則の改正及び制定する全文及び新旧対照表、3の35ページから3の63ページまでが給与関連として人事委員会規則など関連する規則の改正及び制定する全文及び新旧対照表、3の64ページから3の66ページまでがその他の関係規則等としてお諮りする残り2本の教育委員会規則等の新旧対照表となっている。

——原案のとおり議決

報告第41号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

○小畑総務課長 4の1ページをお願いします。現委員のお一人である林朋宏委員におかれては平成30年10月24日から教育委員を務められ、4年間の任期が今年23日で満了する。その後任の人事案件が9月29日の9月定例県議会の中日にて知事から提案され、同日、県議会の同意が得られたので、本日、御報告するものである。

4の2ページをお願いします。この表の内容をもって議会に提案している。林委員の後任は、生越洋子さんとなる。

4の3ページをお願いします。生越洋子さんの略歴を載せている。生越さんは、普段は御家族で農業をしながら、その傍ら市内で食育ボランティアの会の会員として、長年、学校等へ食育を広める活動を行っておられる。また、看護師免許をお持ちで、青年海外協力隊員として中国での業務経験もお有りである。併せて、中学校・高校のお子様がいらっしゃるので、任期中は、いわゆる保護者委員としても活動いただく。

生越さんの任期は、令和4年10月24日から4年間となり、今年19日に知事から辞令交付の予定となっている。

——原案のとおり了承

報告第42号 「しまね教育の日」について（総務課）

○小畑総務課長 5の1ページをお願いします。1 しまね教育の日のおり、県の条例で、11月1日をしまね教育の日と定め、併せて、11月7日までを「しまね教育ウィーク」として定めている。

2 取組状況のとおり、例年、この期間中や前後を含めて県内各地で様々な取組が行われている。昨年度も一昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、来場者数の制限やオンライン開催などにより、県民向けの文化祭や講演会などが開催された。

3 今年度は、令和4年度の表彰式、フォーラムのとおり、次ページに実施計画を付けている。5の2ページをお願いする。1点目は表彰式である。例年、同時期に開催しており、今年度は1のとおり、11月1日（火）10時30分から、サンラポーむらくも「瑞雲の間」において、座席間隔の確保や換気の徹底など感染症対策を講じた上で（3）のとおり、教育功労者及び教育優良団体表彰、優れた教育活動表彰、優秀指導者表彰を執り行うこととしている。2点目はしまね教育の日フォーラム2022の開催である。3年前の2019年を最後に、ここ2年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた。今年度はコロナの規制もないため、会場の感染症対策を講じた上で、「しまねで学び、未来を創造する」をテーマに、11月3日（木）文化の日に、くにびきメッセ国際会議場で開催することとしている。（4）のとおり、令和5年度より島根大学で、材料エネルギー学部が新たに設置され、県内企業と連携した研究開発や県内への人材輩出、新産業の創出など新設学部への期待は大きいところである。フォーラム当日は島根大学も参加し、新設学部の話をしていただくほか、県内の小学校、高校が授業で取り組むものづくりの話を、いくつかの学校が参加し、発表することとしている。参加校は概要に記載のとおりである。フォーラムの周知であるが、本日、委員の皆さまにもお配りしているチラシを作成・配布、新聞での告知のほか、LINEなどSNSも活用している。

○朋澤委員 今の各学校の発表もそうであるが、発表校というのは、どのように決まるのか、

○小畑総務課長 それぞれの小学校、中学校、高等学校という段階の中で、今回のテーマに関連した取組をしているところを一つ一つ見て選んだ。今回のテーマと合致した取組をされていると判断し、依頼し、参加をいただいた。

○河上委員 このしまね教育の日フォーラム、大変いいテーマで、また、各学校の発表も非常に興味深いところであるが、これは、県民の皆様にもどのように周知されているのか、多くの参加者が既に申込なさっているのか教えていただきたい。

○小畑総務課長 告知のチラシを関係する団体や市町村にもお送りし、周知をお願いしたところである。LINEなどSNSでもお示した。当日は、過去の出席者を参考にした規模で200名程度の椅子を用意している。現在の申し込み状況は、詳細を持っていないので、またお伝えする。

———原案のとおり了承

報告第 43 号 障がい者雇用の状況について（総務課）

○小畑総務課長 6の1ページをお願いします。1. 制度概要のとおり、障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には、障がい者の雇用が義務づけられている。その状況を表す障がい者雇用率については、教育委員会のほか、知事部局、病院局、警察本部の任命権者ごとに、毎年6月1日現在の状況を国へ報告することとなっており、その内容について御報告する。

2. 教育委員会における障がい者雇用率の状況のとおり、太枠で囲った部分が令和4年6月分として報告した数値である。表は令和元年度からの報告値を載せており、増減の欄は、今年度と昨年度との差を記載している。その増減の欄を見ていただくと、障がい者の数は4人の増、実雇用率は0.06ポイントの改善はしたものの、一番右の欄の法定雇用率2.5%に対しては0.05%下回る結果となった。なお、不足数は3人であった。国に提出している障害者採用計画の関係で、教育委員会での雇用率は6月、12月時点の状況も確認することとなっている。昨年の12月時点では、法定雇用率2.5%に対し2.49%、不足数0人で、実質、達成した状態にあった。しかしながら、結果的に、今回の6月時点では、昨年度、一昨年度に続き、法定の雇用率を下回ってしまったところである。県教育委員会で運営するワークセンターでは、3年を任用限度として一般就労を目指すステップアップ制をとっている。そうした形態による採用や退職の動きなど、いわゆる人の定着という観点からは、なかなか数字上の達成にうまく結びつかないところではあるが、法定の雇用率を達成していない現状、現実には打開していく必要がある。

県教育委員会としては法定雇用率の達成に向け、3. 採用試験の実施状況のとおり、障がい者を対象とした採用試験の実施や、随時、ワークセンター勤務の会計年度任用職員の募集に取り組むこと。

4. 今後の取組等のとおり、知事部局と連携して、障がいのある職員に担ってもらった職務の選定や創出、作業の集約化、支援事例の共有などを図っていくとともに、ワークセンターにおいて、障がいの特性等に理解のある支援員の確保、支援の体制や執務室の確保など職務環境の整備等、機能強化を図りながら、障がいのあるスタッフ職員の任用を進めていくなど引き続き努力していく。6の2ページには（2）引き続き取り組んでいる障がいのある職員が働きやすい職場環境の確保について、また、参考として他の部局の今年度及び昨年度の障がい者雇用率を載せている。

○原田委員 障がい者雇用についてはありがたいことだと思っている。県の会計年度任用職員はワークセンターの方々に、3年で力を付けてから一般就労へ向けて行く流れだと思う。恐らく7年8年続いていると思うが、3年終わった方の一般就労など、その後どういう形で頑張っていらっしゃるのか、分かるものがあるか。

○妹尾特別支援教育課長 特別支援学校12校には全校にワークセンターが設置されており、各学校3名の障がい者の方、1名の支援員の体制で取り組んでいる。3年以内に一般就労を目指して取り組んでいるが、一般就労される方あるいは一般就労まではいかず福祉就労される方、あるいはなかなかその3年の期間内にマッチングする就労に繋がらず任期満了で終わられる方、また、ワークセンターの業務が合わずに途中で自己都合で退職される方に分かれる。就労された方については、一般就労の場合、その後は各地域の障がい者就業生活支援センターが支援に当たられるので、そちらの方にしっかりと引き継いでいくということがある。特別支援学校の方では、その後についての支援は特に行っていないが、その後の支援をされる方への情報提供とワークセンターで働いておられた間の情報提供というのはしっかりと伝えている。やはり、ワークセンター在籍期間中、学校との関係が強くなった方などについて、情報を、今どうかということを支援機関から聞かれることがあるので、そういったときに連絡を取ることはやっている。ただ、具体的に特に卒後について、学校としては関わっていないが、今、言ったような形で支援機関にお伝えをしていくといったことがある。

○原田委員 このワークセンターを希望される障がいの方について、知的障がいの方が多い傾向だとか、発達障がいの方あるいは精神障がいの方が多いだとか、という割合は分かるか。

○妹尾特別支援教育課長 障がい種を厳密に統計をとってデータを持っているわけではないが、現場から聞こえる声では精神疾患の方が最近は多く、その支援について難しさがあるということは聞いている。特別支援学校の卒業生を何人かワークセンターに雇用しており、卒後の進路として選んでいる場合もあるが、今のワークセンターの雇用人数の約3割程度が卒業生となっている。障がい種までは情報は入っていないが、状況としては以上である。

———原案のとおり了承

報告第44号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」第2次試験の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料7の1ページをお願いする。令和5年度の教員採用に向けた一般選考試験の2次試験の結果、最終的な合否について、10月5日付で公表を行っているので、その内容を御報告させていただく。(1)の表のところ、校種・教科等ごとに名簿登載者数などを整理している。小学校については、150人程度の採用予定に対して、受験者が全体で240名、2次試験の受験者が215名、最終的な名簿登載者が152名、全受験者から見た倍率としては1.6倍という形になった。中学校以下については、名簿登載者と倍率だけ申し上げる。中学校は教科ごとにばらつきがあるが、トータルでみると名簿登載者が83名、倍率が2.9倍であった。高校は合計の名簿登載者が28名で倍率が9.2倍、特別支援学校は名簿登載者20名で2.3倍、養護教諭が10名の8.9倍、栄養教諭が1名の20倍という結果となった。障がいのある方を対象とした選考については3人程度の採用予定に対して受験者が3名おられたが、2次試験に進んだ方がおられなかったため最終的な名簿登載はなしという状況である。全体を合計すると、当初312人程度の採用予定をしていたが、これに対して、受験者が全体で891名、2次試験受験者が659名、最終的な名簿登載者が294名、倍率が3.0倍となった。名簿登載者数は、昨年度は302名で、一般選考だけ見ると若干減っているが、今年5月に特別選考試験を実施し、17名を合格としている。これを合計すると311名となり、過去最大であった昨年の302名を上回る数の採用が見込まれている。倍率の3.0倍は昨年度と全く同じ数字であり、教員不足の折、大変厳しい状況ではあるが、ぎりぎりの倍率は確保できていると思っている。なお、欄外に※で繰り上げ登載候補者22名と記載している。今年度から辞退者がたくさん出た場合に備え、繰り上げ登載候補者名簿を作成しており、その対象が22名いたということである。これらの方については10月末までのところで辞退者の動向などを踏まえながら、繰り上げ登載するかどうかを決定して、個別に通知をしていきたいと思っている。(2)では、島根独自の特色ある採用について整理している。こちらに記載の数字は、先ほど御説明した数字の内数である。このうち①から⑤がいわゆる特別枠としての採用である。①小学校のいわゆる数理枠と読んでいる区分については、12人程度の採用予定に対して最終的な名簿登載者が10名であった。②小学校英語教育のリーダーについては、10人程度採用を予定していたが受験者が4名、最終的な名簿登載者が2名で予定を大きく下回っている。③小学校の特別支援教育担当を今年度から新規で創設したが、6名受験があり2名を名簿登載している。④中学校の特別支援教育担当についても2名、名簿登載を行っている。⑤石見・隠岐地域限定採用については小学校、中学校、高等学校それぞれ記載のとおり

況であるが、受験者、名簿登載者ともに数が少ない状況である。原因は明らかではないが、この限定枠ではなく、全県枠の方で石見地域出身者が多く含まれており、石見・隠岐地域出身であっても全県枠のほうに向かっている傾向があるのではないかと見ている。⑥以降については、一次試験の免除や加点の特例を受けた方の状況について記載している。説明は、個別には割愛するが、⑪番の国民スポーツ大会に向けた特例は、今年度から新規で設けたものであり、1名受験があったが最終的に名簿登載に至った方はおられなかった。

○池田委員 しまねで先生になるというPVがあるが、教育委員会としては、ある程度功を奏したとみておられるか。

○大野学校企画課長 PVは、令和2年度に第1弾を作成して、令和3年度に第2弾を作成した。YouTubeでの再生回数は、第1弾は1万件を超え、第2弾も1万件に迫る勢いで多くの方に見ていただいている。また、YouTube以外でも、いろいろな街頭のビジョンでの放映などによる広報に使っており、そういうものを見ていただいた方を含めて、受験者がある程度確保できた結果、ぎりぎり3.0倍という、昨年度と同水準の倍率になっていると思っている。

○池田委員 引き続き頑張りましょう。

———原案のとおり了承

報告第45号 令和4年度松江市内全日制公立高校入学生及び保護者の進路選択に係る意識調査結果概要について（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 本調査は、令和3年度に松江市内県立普通科高校3校の通学区を撤廃したことを踏まえ、市内普通科高校入学生の進路選択に係る実態把握を行うため、昨年度初めて実施した。今年度は新たに保護者を対象者に加えて、継続調査を行った。本調査の結果から、通学区撤廃の狙いとしていた普通科3校の特色化、そして主体的な進路選択及び受検機会の拡大などについて、中学生の間に制度が浸透して、効果的に機能している様子が伺えたので御報告する。

8の1ページ、2 実施期間は令和4年6月1日から30日、対象は松江市立高校を含めた市内全日制公立高校の全入学生1,366名及びその保護者である。しまね電子申請サービスを活用して生徒585名、保護者579名の回答があり、回収率はそれぞれ42.8%、42.4%となっている。

3 生徒による主な回答結果である。ここでは県立普通科3校について主な結果を取り上げている。(1) 現在通っている高校を選択した理由である。自宅から近いからについて、非常にあてはまる又はあてはまると回答した生徒の割合は令和3年の57.7%に続いて、令和4年は58.3%と、昨年度と同様に進路選択において通学距離を重視する傾向が伺えた。また、学びたい授業内容があるから、また、学校の特色や独自の取組に魅力を感じたからについては同様に回答した生徒の割合がそれぞれ50.1%と63.3%となり、昨年よりもそれぞれ約9ポイントと15ポイント増加するなど、生徒の主体的な進路選択や各高校の特色について理解が進んだ様子が伺えた。(2) 高校について情報を得る上で、参考にしたものについては、高校のオープンスクール、高校のホームページや学校案内、中学校での高校教員による学校説明会、これらについて、それぞれ肯定的回答が86.1%、83.8%、79.3%と昨年に増して高い結果となり、進路検討の手段として効果的に活用されている様子が伺えた。また、県教育委員会が作成して、県内全ての中学校等へ配布している学科・学校紹介誌についても、各校の情報を知る入口として中学校で活用されていると伺っているが、本調査結果では肯定的回答が49.5%となっているので、より使いやすくなるように内容をさらに工夫していきたいと考えている。8の3ページ(3) 普通科3校の特色・魅力化の明確化と通学区撤廃についてである。冒頭申したように、通学区撤廃の趣旨である受検機会の拡大については、進路選択と住所との関係がなくなり、志望できる高校の選択肢が増えてよかったという項目については、肯定的回答が昨年度50.8%から今年は72.1%、約21ポイント増加するなど、制度が効果的に機能している様子が伺える。また、主体的な進路選択について、中学校での勉強や様々な活動に、前よりも積極的に取り組まなければいけないと思った、あるいは自分の生き方や進路目標を、早くからしっかりと決めていかないといけないと思った、こういった項目に対しては、肯定的回答がそれぞれ73.7%と68.3%と、これらも昨年と比べて、それぞれ増えており、これらの制度が浸透している様子が伺える。一方で、入学者選抜について、受検競争が激化して、行きたい高校に合格できなくなるかもしれないと思ったといった項目に対しては、非常にあてはまる又はあてはまると回答した生徒の割合は、昨年は57.2%、今年は63.5%と、昨年度同様に中学生が入学者選抜に対して不安感であるとか、緊張感をもって臨んでいる様子が改めて伺えた。

8の5ページ、4 保護者による主な回答結果である。志望校の決定で重視した点としては、子どもの意思及び保護者の考えについて、非常にあてはまる又はあてはまると回答

した保護者の割合はそれぞれ 98.4%と 82.9%と、とても高い結果となった。また、学校の指導や助言、塾の講師の指導や助言については、それぞれ 58.9%と 38.6%であった。

8の7ページ(2)普通科3校の特色化・魅力化の明確化と通学区撤廃についての質問であるが、これは生徒への質問と同じ内容にしている。通学区撤廃の趣旨である受検機会の拡大であるとか、主体的な進路選択及び特色化・魅力化とそれぞれ生徒とほぼ同じあるいは生徒以上に高い割合で肯定的な回答があった。保護者の間にも、制度が浸透している様子が伺える。一方で、受検のいわゆる不安感についても50.0%の保護者が、子どもが行きたい高校に合格できなくなるかもしれないと思ったについて、非常にあてはまる、あてはまると回答した。引き続き注視していきたいと考えている。8の9ページからは全ての質問項目、8の16ページは令和4年3月実施の入学者選抜の状況、8の17ページには松江市内県立普通科3校の入学者の出身中学校の状況を掲載しているので、御参考いただきたい。

○林委員 昨年と今年とこういった調査をされたわけであるが、この結果を踏まえて今、現状これをどう分析されているか。

○中西県立学校改革推進室長 先ほどの説明の中で少し触れさせていただいたが、この制度が中学生の間で浸透して、制度が効果的に機能している、私どもはそのように捉えているところである。先ほど言った受検に関わる不安感といったことについては、専門高校3校全体でも約70%と同様に、そういった傾向があり、このことについては、いずれも中学生が、それぞれに夢であるとかかなりたい自分に向かって、安心してチャレンジできる、そういった取組に向けて何ができるかを考えていきたい。

○林委員 この結果であるが、例えば出身中学校であるとか、県立高校の方への情報提供はされるのか。

○中西県立学校改革推進室長 このような形の報告をさせていただいたのは、本日であるが、アンケート自体は9月に集計が行われており、我々の方でデータを早い段階で、各高校へ返している。学校運営で有効なデータとして使っていたきたい。

○池田委員 先ほどの生徒による主な回答で県立普通科3校の不安感であるとか、受検機会の拡大に対して、志望できる選択肢が増えてよかったというのは増えた。でも、受検競争が激化して、自分が行きたい高校に合格できなくなるかもしれないと思った人も増えた。先ほど、緊張感をもって臨むようになったのではないかと問われたが、15の子どもたち

が不安感に押しつぶれることがないように、広く門を広げてあげた方がいいのではないかなと思うが。

○中西県立学校改革推進室長 入学定員については、先般の教育委員会会議で御協議いただいたように、地域の中学の卒業者数の状況、あるいは地域の状況も踏まえ、適正に設定させていただいているところである。その他で言えば、後の方に、志願倍率を掲載しているが、突出して、受検競争が激化しているというような状況ではないのかなというように見ている。いずれにしても、学力育成を含めて、生徒が安心してやりたいことに向かえる、そういった点について、取り組んでいきたい。

○池田委員 受検競争が激化したと捉えた子どもたちも過半数いるということは、受検は悪くないが、そういうふうにとらえた子どもたちがいるということである。

○中西県立学校改革推進室長 いずれにしても発達途上の生徒である。中学校卒業の段階である。入学者選抜についても、どういったことができるのかを我々の中で考えていくべきである。当然、先ほど冒頭で申したように、何より学力、学びに向かう心も学力であるが、この学力育成に向けて何ができるか考えていきたい。

○河上委員 この調査の実施方法が、しまね電子申請サービスでの実施とあるが、紙ベースでの調査というのは、全く行われていないのか。例えば、電子申請に参加できない、回答できないというような対象の方もいらっしゃると思うが、そういった対象の方に向けてのホームページでの表記はされていないのか。

○中西県立学校改革推進室長 学校に紙ベースのものも送っており、合わせて送ってくださいと伝えている。昨年度は、紙での回答もあった。学校での負担の軽減の観点から、事務局の方に言うだけであれば、我々の方で、集計するとしていた。今年については紙の回答はない。学校の方も、コロナ禍の中、教育活動が全体的にタイトになる中で、今年はホームルーム活動の時間を活用して回答する学校もあったが、今年は各校で状況に応じて適切に対応したものと承知している。

———原案のとおり了承

報告第 46 号 令和 5 年 3 月高校卒業予定者の進路希望状況等について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 9 の 1 ページをお願いします。令和 5 年 3 月高校卒業予定者の 8 月末時点における、県立、市立、私立の全日制と定時制の進路希望状況について御報告する。

1. 進路希望状況であるが、表にあるとおり、R4の状況であるが、生徒数5,548名に対して。進学希望が4,380名で79%。就職が1,153名で21%、そのうち県内就職が900名で78%。県外就職が253名で22%となっており、未定者が15名という状況になっている。前年の同時期と比較して、進学と就職の間に変化がなかったことから、昨年度まで続いていた就職から進学という流れは落ち着いているという状況である。また、参考という形で、中段のところに島根労働局発表の7月末時点における新規高校卒業者の求人状況を掲載している。産業別であるが、対前年度比較で353名の増、令和元年の比較では52名の増となっており、全体的な傾向としては求人数がコロナ前の令和元年度水準に戻ってきているという状況になっている。次に地区別の状況であるが、対前年の比較で各地区とも増加しているが、令和元年度との比較では、産業別と同じように、コロナ前の水準に戻っているが、安来、雲南といった地区で求人数の回復に至っていないという状況である。このように求人数が3倍近い求人倍率になっているが、一方で、先ほど説明した県内の就職希望者の割合というのは、求人数が増えたということであっても、増加していないという状況である。これは一定数の県外に行きたいというような需要数に加え、県内と県外企業の給与差をはじめとする待遇差があり、県内企業への就職には繋がらないと考えている。

9の2ページをお願いします。2 就職に関するスケジュールであるが、本年度も例年どおり6月1日から求人受け付けを開始して、現在では、選考試験等が随時行われているという状況で、数字が出ているという状況になっている。

3 学校の状況である。学校の就職指導の状況であるが、各教員が地元企業の情報を収集したり、コンソーシアムを活用した地元企業情報を提供したりといったように、生徒が進路選択をするために必要な情報がしっかりわかるよう対応を行っているということである。また、(2)企業の応募前見学であるが、応募前見学の時期が概ね7月上旬から8月上旬に行われるが、この時期がちょうどコロナウイルス感染症第7波の時期と重なったということもあり、そういった影響から企業の方が先送りして欲しいといったようなこともあり、8月下旬という願書提出直前で実施されたというケースがあったということも伺っている。

4 就職支援の取組である。求人の掘り起こしといったような対応や行政活動でまた3ポツ目に記載しているとおり、生徒が県内で就職する職種がない、学校の方にそういった職種がないといった場合には、教育委員会の方に情報を入れて、それを商工労働部に伝え、

必要な求人情報がわかるような対応も今年から取組を進めている。今後も、子どもたちの進路選択の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

○池田委員 働きながら各種の資格、例えば福祉で言えば介護福祉士の実務者研修など3年すれば介護福祉士の免許が取れるというような、働きながら資格をとることができるいろいろな資格がそれぞれの業種にあると思うが、一覧表が県ではあるか。

○中村地域教育推進室長 委員の御指摘のとおり、働きながら資格をとるといったことや、例えば県が行っている資格取得の様々な助成制度といったものについて、これまで一覧表化したもの、取りまとめたものがなかったという実情があった。そのあたりについて、昨年度から知事部局の方にその旨を伝えて、このたび一覧表を取りまとめて、これを学校現場の方に届けるという段取りになっている。今、知事部局、県が行っている資格取得の様々な制度について、しっかりとそれを一覧表化してわかるような制度を先生にしっかりと情報提供していきたいと考えている。

○野津教育長 それは、いつごろか。

○中村地域教育推進室長 10月の頭にそれができあがったという報告が上がった。今、内容をもう1度確認しており、11月か12月、年内中に届けたいと考えている。

○林委員 9の2ページの4の就職支援の3ポツ目、新たに求人がない場合に、商工労働部と連携して開拓されるのは、いい取組であると思った。産業によってはなかなかコロナ前に、戻ってないところ、また、地域によっても求人が戻ってないところもあるので、是非とも就職を希望される生徒さんが、希望の職種になるような取組を今後も続けていただきたいと思っている。

○中村地域教育推進室長 今年、普通科高校で漁師になりたいという子がでてきて、それに対する紹介をしていただいたという事例があった。このように最近の志向というのは様々で、対応が別れている状況があり、そこには今後もしっかりときめ細やかに対応できるように、取組を進めていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第47号 第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）の成績について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 10ページをお願いします。10月1日から12日までの11日間、そして9月中旬に開催された会期前競技を含めて、栃木県において、いちご一会とちぎ国体が

開催された。結果については、資料の上段の表、右側が今大会の結果になるが、総合成績は、得点合計が680点、総合順位が43位であった。その下の表は8位以上の入賞種目、選手名を記載している。団体競技は団体名を記載している。入賞数24のうち全体の3分の2の16種目が少年の部での入賞であり、本大会もこれまで同様に、少年の部での活躍が大きかったと言える結果であった。この場では、高校生が中心となる少年の部の入賞者について3位以上の主なものを御紹介する。陸上ではNo.2少年男子棒高跳で大社高校の土江選手が3位、その下No.3少年男子Aやり投で大社高校の松田選手が3位、No.4の少年男子共通5000m競歩では島根中央高校の吉迫選手が2位、No.6ホッケーでは、少年男子の横田高校が1位、これは、滋賀県との決勝は同点での両県優勝となり、得点は1位と2位の配点を合算して均等に配点された得点が獲得されている。横田高校男子はインターハイに続いての優勝となっている。ホッケーはNo.7少年女子での横田高校が3位、この2つで獲得した競技得点が今大会の競技得点の3分の1を超える得点という大きなものとなっている。No.11卓球の少年男子では出雲北稜高校が3位、No.19以降のカヌーは、今大会でも多くの種目で入賞した。No.19、20の少年男子カヤックペアでは島根中央高校の植出・河野ペアが500メートルで2位、200メートルで3位、No.21、22少年男子カナディアンペアでは出雲農林高校の片伊勢・漆谷ペアが500m、200mともに3位、一番下のNo.24少年女子カヤックフォアでは出雲農林高校が3位に入賞している。総合成績は43位で前回よりも順位を落としたが、今回多くの競技で少年の活躍があったことは、今後に期待が持てる場所である。2030年の島根かみあり国スポ・障スポに向けて、着実に競技力向上が図られるよう、環境生活部、県スポーツ協会等、関係機関と連携し、取り組んでいく。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

承認第5号 令和5年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

———原案のとおり承認

第6号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

——原案のとおり承認

報告第48号 令和4年秋の叙勲内示について（総務課）

——原案のとおり了承

報告第49号 令和4年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

○小畑総務課長 14ページをお願いします。1 毎年、教育行政において、その功績が顕著な教育委員会委員や教育長を文部科学大臣が表彰する制度で推薦していたところ、このたび、国から本県の表彰者の決定について公式の連絡があった。決定があった方は、推薦していた2名であり、1人目は元江津市教育委員会教育長 小笠原隆さん、2人目は元津和野町教育委員会教育長 世良清美さんである。

3 被表彰者に沿って簡単に御紹介すると、小笠原隆さんは、江津市教育委員会教育長として江津市教育ネットワークを整備するなど、教育情報の一元管理及び学校間の情報伝達の円滑化・効率化を推進された。なお、教育環境の充実のほか、新たな江津市教育大綱を定め、江津市教育の充実に尽力された。世良清美さんは、津和野町教育委員会教育長として、津和野町教育ビジョンや津和野町教育大綱の策定に尽力されるとともに、0歳児からの人づくりを掲げ、社会を支える人材育成に努めた。また、子どもの体力向上と地域住民の社会体育の普及促進を目的にボルダリング施設の整備や山岳競技の発展に尽力された。なお、この表彰は前年度末時点での経験年数を基準とするため、資料に記載の在職年数は令和4年3月31日現在としている。

2 表彰式については、記載のとおり予定されている。最後に本件に関する報道解禁であるが、10月20日ごろとされており、当日まで情報の取扱いに御留意願う。

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時55分